九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

九州大学百年史 第10巻 : 資料編III

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1787570

出版情報：九州大学百年史. 10, 2016-12-28. Kyushu University
バージョン：
権利関係：

第 5 章　国際化の進展

第 1 節　九州大学の国際戦略

852　途上国の歯科医療向上後押し

（『西日本新聞』1997（平成 9）年 8 月 18 日朝刊）

途上国の歯科医療向上後押し　九大

研修受け入れ　33 カ国 113 人に

WHO も注目　ODA10 年交流さらに

九州大学歯学部（中田稔学部長）が国際協力事業団（JICA）とともに開発途上国の歯科医師を養成してきた政府開発援助（ODA）による研修が、本年度で開講以来 10 年を経過した。歯科医師の集団研修を行っているのは国内では同大だけで、10 年間に受け入れた研修員は 33 カ国の 113 人に上る。世界保健機関（WHO）もこの取り組みに注目し、18 日の本年度閉講式では、WHO のパカモフ・ゲナディロ腔（こうくう）保健部責任者が記念講演する。

研修は、経済発展に伴って虫歯などが増える一方で、医師不足に悩む途上国から毎年、7―16 人の若手の歯科医師を受け入れてきた。研修は例年、4 月から 8 月まで週 5 日、講義、実習、歯科医療関係メーカーの見学などを実施。最先端技術だけでなく、都市と地方間の格差が大きい途上国の過疎地医療にも役立つよう、北海道の町立診療所の見学も織り込んでいる。さらに、国ごとに異なるニーズにこたえるため個別研修にも時間を割いている。

研修員は帰国後、臨床分野のほか、教育者として後進を指導したり、行政官として予防啓発を進めるなど多分野で活躍。また、約 2 割が再来日し、より専門的な技術修得を目指している。

本年度研修員のフィジーのナラヤン・プラッサドさん（28）は「エイズウイルス（HIV）や肝炎など、治療上の感染予防について得るものが多かった」と振り返る。インドネシア保健省のベリヤントさん（38）は「政府にも国民にも、治療コストの負担は大きいため、予防が重要。帰国後は日本で学んだ手法を周囲に広めたい」と語っている。

中田学部長は「途上国が特に求めている予防治療面の研究交流を、WHO を通じ、さらに展開したい。また、国内の幅広い研究者が、途上国の歯科医療の問題を意識することにもつなげたい」と語っている。

〔註〕原本縦書き。

853　九州大学国際交流推進機構規則

（2002（平成 14）年 4 月 1 日制定）

九州大学国際交流推進機構規則

（設置）

第一条　九州大学（以下「本学」という。）に、次に掲げる事項の企画及び実施を円滑に行うため、九州大学国際交流推進機構（以下「機構」という。）を置く。

一　学術の国際交流の推進

二　学生の海外留学及び外国人留学生受入れ等の推進

三　アジアの総合研究等の推進

（機構）

第二条　機構は、次に掲げる学内共同教育研究施設等をもって構成する。

一　九州大学留学生センター

二　九州大学韓国研究センター

三　九州大学アジア総合研究センター

四　九州大学国際交流推進室

2　機構に機構長を置き、総長をもって充てる。

3　機構長は、前条各号に掲げる事項の企画及び実施を総括する。

第三条　前条第一項各号に掲げる学内共同教育研究施設等は、第一条各号に掲げる事項の企画及び実施を円滑に行うため、相互に連携・協力を図るものとする。

（事務）

第四条　機構の運営に関する事務は、総務部国際交流課及び学務部留学生課において処理する。

（補則）

第五条　この規則に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、九州大学国際交流委員会の議を経て、機構長が定める。

附　則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

〔註〕『九州大学規則集』追録第 64 号　2002（平成 14）年 10 月 1 日現在。原本縦書き。

854　九州大学国際交流推進室規程

（2002（平成 14）年 4 月 1 日制定）

九州大学国際交流推進室規程

（設置）

第一条　九州大学（以下「本学」という。）に、九州大学国際交流推進室（以下「推進

室」という。）を置く。

（目的）

第二条　推進室は、本学が行う国際交流の推進を支援することを目的とする。

（業務）

第三条　推進室は、次に掲げる事項に関する具体的業務を行う。

一　国際交流の将来戦略原案の策定

二　研究者・学生交流（受入れ及び派遣）の推進

三　大学間交流協定校等とのネットワークポイントの構築

四　外国人留学生（学部生）の短期留学プログラム、UMAP リーダーズ・プログラム等の企画推進

五　アジア学長会議等の開催

六　国際交流の推進に係る情報の収集及び提供

（組織）

第四条　推進室は、室長、副室長、室員及び協力教官をもって構成する。

（室長）

第五条　室長は、副学長及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2　室長は、推進室の業務を掌理する。

（副室長）

第六条　副室長は、九州大学韓国研究センターの教授をもって充てる。

2　副室長は、室長を補佐し、推進室の業務を整理する。

（室員）

第七条　室員は、本学の教職員のうちから総長が指名する。

2　室員は、室長の命を受け、推進室の業務及び事務を処理する。

（協力教官）

第八条　協力教官は、本学の教官で、国際交流の推進に関し専門的知識を有するもののうちから総長が指名する。

2　協力教官は、室長の命を受け、推進室の業務の処理を助ける。

（補則）

第九条　この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が定める。

2　前項の規定にかかわらず、推進室の事務分掌に関し必要な事項は、事務局長が定めるものとする。

附　則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

〔註〕『九州大学規則集』追録第 64 号　2002（平成 14）年 10 月 1 日現在。原本縦書き。

855　九州大学の国際戦略・アジア重視戦略について

（『九大広報』No. 37　2004 年 10 月号）

九州大学の国際戦略・アジア重視戦略について

はじめに

2004 年 4 月からの国立大学法人としての新生「九州大学」のスタートにあたり、将来を展望した本学の国際戦略、とりわけ、アジア重視戦略について、本学教職員・学生への理解を深めるために、本文を提示するものであります。

国際戦略の定義

先ず、ここで、本学が考える「国際戦略」の意味を定義づけする必要があります。本来、大学は、人類や他の生物あるいは地球環境に貢献する知的活動の場であります。グローバリゼイションの時代にあって、ひとり日本の大学だけが、この流れに抗うことは不可能でしょうし、世界中の研究者が共同で展開する研究活動の重要性は、今後の大学と社会との関わりの中で、ますます強調されていくものと思われます。

本学の主体性の確保と同時に、多くの研究者との協力関係の維持という観点から自ずから浮かび上がってくる考えを基にして想定される関係として定義するとすれば、「国際戦略」とは、「世界的規模での競争的協力関係の構築」という表現が最も適当であり、本学で展開される諸々の活動は、これをベースとしていることをご理解ください。

現在、本学が締結している学術交流協定は、大学間で 40 校（アジア 23、欧州 11、北米 4、中米 1、オセアニア 1）、部局間で 112 校であり、学生交流協定は、大学間で 58 校（アジア 24、欧州 19、北米 14、オセアニア 1）、部局間で 33 校（アジア 14、欧州 12、北米 4、オセアニア 3）となっております。また、特別なコンソーシアム方式での学生交流が、大学院レベルでの交流プログラム「コレージュドクトラル」として、日本側 29 校とフランス側 53 校との連携により実施されております。このように、全国の主だった大学に比して、その数においても、締結校の学術的なレベル面でも、本学はトップクラスに位置しております。

協定締結校は、歴史的に欧州との関係が深いアフリカ圏や南米圏を除けば、地球規模に展開されており、今後、国際貢献や国際協力の観点から、アフリカや南米の大学との連携も視野に入れた活動を活発化させることも重要であると認識しております。

このような協定締結の効果として、多くの特筆すべき活動が展開されていますが、個別の研究者の交流を基礎として実施されることが多い学生交流プログラムの多彩さ

や、内容の充実度は、後述する JTW や ATW、ASEP 等、他大学の追随を許さない実績を挙げております。

研究者交流においても、ノーベル賞受賞者との共同研究の実施（ノーベル化学賞受賞のルイ・パスツール大学のレーン教授）や国際的な包括連携の推進（上海交通大学）、「玄海プロジェクト」に代表される IT による相互交流的研究活動の展開など、その活動の幅は大きく、本学の研究水準が世界基準に照らして、相当高い評価を得ている証左であると言えます。その意味で、「競争的協力関係」を世界の大学・研究機関との間で構築するという基本的な立場を、今後とも強化していくことを、本学教職員・学生のみなさんに、ぜひ再確認させていただきたいと思います。

アジアに開かれた九州大学

さて、本学は、開学当初から「アジアに開かれた大学」を標榜し、多くの優秀なアジアからの留学生を受け入れてまいりました。留学生たちは帰国後、母国の発展のために活躍し、多数の本学での留学経験者が、各界の指導的な立場で活躍しております。またアジアの研究者との交流も活発に展開してまいりました。

グローバリゼイションの時代と三極関係

最近、本学は、従来の国際交流戦略を、現在のグローバリゼイションの時代に適応させるべく、新たな国際交流戦略を策定し、これに伴い、国際交流組織も再編いたしました。グローバリゼイションの時代の大きな核となる考えのひとつに、米国・欧州・アジアという三極の相関関係の位置づけというものがあると考えています。

すなわち、グローバリゼイションがアメリカ化を意味するとして、その対極としての欧州の反発があり、その認識は、恐らくアジア諸国も共有していると理解しているのです。

中国のプレゼンスとアジア戦略

一方では、日本経済の低迷を受けて、欧米が指向したアジアの国が中国であったことは、明らかに、欧米諸国にとって、アジアが巨大なマーケットとして魅力的な地域であることの証左であり、アジアが欧米という二極に対して、市場経済の論理で結びつく、あるいは関係する存在でしかあり得ないとの印象をアジア諸国に与えているという点で、アジアに所在する日本の大学として、グローバリゼイションの時代に向け、新たな戦略を策定することは自明の理でありました。すなわち、三極構造下でのアジアの役割が必ずしも、欧米の二極と対等ではないという、我々にとっては、あまり喜ばしくない印象を持たざるを得なくなるからです。

アジアの欧米指向

九州大学は、過去のアジアの人的流動性を検証し、アジアと欧米との三極構造下での国際交流戦略を展開することにしています。

実際、多くのアジアの優秀な学生や研究者が欧米へ流れ、中には、母国へ帰国せずに研究活動を欧米で行わざるを得ない人材もいました。確かに、圧倒的に欧米の優秀な研究者がリードしていた、あるいはリードしている研究分野もありますが、分野によっては、アジアの研究者が先端的な研究を展開しているものも多くあります。また、アジアの地域研究に関しては、方法論も含め、アジアの研究者の実力は相当高いレベルにあります。しかしながら、一般社会には、このような情報の提供が少なく、広報活動の充実が急がれると痛感しています。

アジアの研究者の欧米指向の理由は、いくつか挙げることができます。まず、アジアの大学等の研究環境の貧弱さです。次に、国際学会や論文発表に際し、最近は英語が主流となっている状況に対応するために、とりわけ英語による表現力あるいは理解力の不足を補うための留学希望、などです。

アジア重視戦略

九州大学は、このような状況に鑑み、アジアの人材がアジアで研究活動を展開し得る環境を整え、研究活動で欧米に比肩し得る実績を上げることを意図して、「アジア重視戦略」を国際戦略の大きな柱に据えることにしたのです。

アジア学長会議

まず取り組んだことは、アジアの有力大学との連携構想です。この構想実現のために、2000 年 12 月に、九州大学の提唱により「アジア学長会議」を開催し、北京大学やソウル大学校等の学長クラスの参加を得て、21 世紀におけるアジアの大学の役割について議論いたしました。この会議を毎年開催することについても了承を得て、2001 年 10 月には「第 2 回アジア学長会議」、2002 年には韓国の釜山大学校の主催で「第 3 回アジア学長会議」、2003 年にはタイのチュラロンコン大学、タマサート大学、マヒドン大学の共催で「第 4 回アジア学長会議」を開催いたしました。この間参加大学は各国の有力大学 20 校以上にまで増加し、名実ともにアジアの大学間の連携を強めております。2004 年 11 月には、本学主催で第 5 回目の会合を持ちます。

これらの一連のアジア学長会議において、特に重視していることは、まず、各大学の学長クラスが相互に信頼関係を醸成することにより、個別の共同研究や学生交流の円滑な実施に寄与することが挙げられます。また、後述するように多様な交流計画が実際に運用され始めていることも、学長会議継続の成果であると言えます。

ネットワーク・ポイント

アジア学長会議において、本学は連携強化のための「ネットワーク・ポイント」の設置を提案し、承認されました。これは、相互の大学が、研究・教育分野で協力しあうための拠点を設け、一層の交流を促進するための仕掛けであります。現在、設置のための覚書締結手続き中の大学も含め、20 校程度が参加予定です。

このネットワーク・ポイント構想の合意に伴い、活動拠点として、「ブランチ・オフィス」を設置し、研究者間の共同研究の推進や情報交換、学生のリクルート、大学紹介等の活動が容易となり、より緊密な連携へと進むことになります。合意後の最初のブランチ・オフィスが、ベトナムのハノイ農業大学に設置され、本学教員が共同研究の拠点として活用しました。本学も、国際交流部・国際交流推進室の建物の 2 階に、ブランチ・オフィスを設置して受入れの体制を整備いたしました。現在、ソウル大学校、上海交通大学やチュラロンコン大学等との間で、設置に向けた協議を行っております。

ASEP

ネットワーク・ポイントと連動する形で、Asian Student Exchange Program（ASEP）という学生交流プログラムを展開しています。これは、相互の学生交流のみならず、共通カリキュラムや共同サマープログラムの開発などを通して、研究者間の交流活性化も意図したプログラムです。

特に、共同でカリキュラムを開発することで、学生の質的レベルを共通化させ、アジアの学生の全体的なレベルアップを図ることができると期待しています。正しく、教育の質保証を、本学は、すでに日本国内で声高に議論される前から、具体的なプログラムとして発展させていくことを検討していたわけです。

若手研究者養成プログラム

また、アジアの研究者の質的向上については、若手研究者の育成のためのプログラムを展開するための準備を進めています。九州大学が誇る世界的なレベルでの研究分野を中心にしたプログラムを開発し、本学においてアジア各国の優秀な若手研究者を受け入れ、研究者としての能力を高めることで、帰国後の母校での指導に活かすという構想です。

欧米の大学との関係

一方、欧米の大学との関係については、アジアに軸足を置いた国際戦略として、欧米の研究者との競争的協力関係を通じて研究能力や業績を競う方針も、当然有しております。

大学サミット

例えば、2000 年に国際シンポジウム「大学サミット・イン・九州」を開催いたしました。米国・欧州・アジアの大学の内、本学と交流協定を締結している大学から 8 大学をリストアップし、大学の現状と将来について議論いたしました。個別の大学が個別に模索している課題を協議しましたが、多くの課題が共通の問題を有していることが明らかとなり、対応についての活発な討議が展開されました。本学としてもアジアの大学として、国際的な知の拠点形成へ向けた刺激ともなり、欧米の大学へ、アジアからの提言を行うことの重要性を確認いたしました。第 2 回目の大学サミットを開催する計画も進んでおり、より充実した議論を期待しております。

ATW 開講

本学が、アジアに焦点を絞ったサマーコースとして 2003 年から開講した Asia in Today's World Program（ATW）を、欧米の学生たちにも広く提供している理由も、アジア理解促進を欧米の若い学生たちに期待してのことであります。もちろん、1994 年から開講している Japan in Today's World Program（JTW）と対をなすプログラムとして今後、多くの改良を重ねていき、日本の国立大学では初めてのアジアに特化したプログラムとして発展させていく予定です。

九州大学海外オフィス

相互設置を前提としたブランチ・オフィスとは別に、本学独自の拠点として、情報の受発信の機能を担うことや本学の国際戦略についての助言・提案をいただくことを任務とする、九州大学海外オフィスを 2004 年 4 月に、ロンドン（所長：山田直氏、文部科学省科学技術政策研究所国際客員研究官）、カリフォルニア（シリコンバレー、所長：松尾正人氏、日本ゼオン株式会社顧問）、ミュンヘン（所長：辻瑆氏、ミュンヘン大学名誉評議員・東京大学名誉教授）、それにソウル（所長：朴寛善氏、SY hitech 常務理事）の 4 カ所に設置しました。すでに、各オフィスからは、当該国の学術情報や産学連携情報等が寄せられております。ソウルオフィスの朴所長には、韓国九州大学同窓会の活性化など、具体的な活動にも従事していただいております。この海外オフィスは、いずれ、北京・上海・バンコクなどにも設置することを計画しています。

国際戦略の二つの要素

九州大学の国際戦略とは、換言すれば、アジアの大学との連携強化を通したアジアのステイタスの向上と、アジアから発信する欧米の大学との競争的協力関係の構築という二つの要素から成り立っていると言えるでしょう。

国際交流推進機構

このふたつの要素を繋ぐ仕組みとしての組織の立ち上げが急務となり、2002 年 4 月に、国際交流推進機構を発足させました。

この機構は、アジア総合研究センター、韓国研究センター、留学生センター及び国際交流推進室で構成されています。アジア重視の観点から、アジア総合研究センターと韓国研究センターが機能し、留学生センターが、欧米やアジア等の学生のアジア理解を促進するための活動を行っています。

文字通り「韓国研究センター」は、朝鮮半島から中国北東部までの韓国・朝鮮文化圏の研究に特化した活動を行っており、韓国国際交流財団からの寄附金の提供や韓国政府による日本における韓国研究機関としての認知等に表れているように、韓国側からも高い評価を得ております。特に、同センターが実施した、本学へ留学した韓国人学生の追跡調査（第一次）により、本学の卒業生の多数が、韓国内の、多くの分野で指導的な立場で活躍していることが、実態として明らかにされました。

「アジア総合研究センター」は、アジア研究者やアジアの研究者との共同研究を実施している研究者の情報提供や、学術図書（KUARO 叢書）の発刊等の活動と並行して、社会に開かれた大学として、学内外に「分かりやすいアジアの紹介」を行う「アジア理解プロジェクト」を発足させ、インド大使やフィリピンの映像作家等の講演会を実施し、身近にアジアを体感することでアジア理解を深める活動を展開しています。また、メール・マガジンを通して、一般の市民の方々に、アジア関連のイベント等の紹介も行っています。

また、アジア重視戦略を一層強化するため、「アジア現代文化センター（仮称）」を立ち上げるための検討を進めています。将来のアジアを担う若者たちを魅了する「サブ・カルチャー」を研究するとともに、「言語」や「宗教」も含めた三本の柱により、政策提案型の機能も併せ持つ画期的な組織として、活動することを期待しています。

これに伴い、国際交流推進機構の組織を再編することを計画しています。地域研究、総合研究、コーディネーション、政策提案等を、より機能的かつ効率的に展開するための組織再編です。

すでに、本学の国際戦略を総合的に議論するため、総長の諮問機関として「国際交流総合企画会議」を、本機構内に設置しました。学外委員も構成員となっており、ここでの提案を、国際交流推進室が、企画・実施に向けて、機構内での調整を行います。

おわりに

歴史を遡って考えれば、古代ローマもモンゴル帝国も、その支配する領土の壮大さにもかかわらず、地球規模での価値観の統一まで至ることはありませんでした。支配

する地域の文化を意識的に認めるという統治方針があったとしても、やはり、国の統治と地域の独自の価値観が統合することの難しさを、歴史は教えてくれています。

しかしながら、今日の国際社会は、グローバリゼイションの名の下で、価値の一元化の様相を呈しております。端的に言えば、インターネットの爆発的な普及により、正しく国境なき情報戦略が展開されつつあり、その主導的立場に欧米という二極が君臨しています。歴史上、このような状況は、初めての経験であります。

21 世紀型の新しい歴史が創造されていると言っても過言ではないでしょう。

それでは、アジアは、どのような道を歩めばいいのか、欧米二極の後塵を拝しながら、自分たちの価値観を欧米に合わせて進むのか、本学のアジア重視戦略は、アジアの活性化とアジアという極の強化にあり、その具体的な活動を通して、本学のプレゼンスをアジアにおいて確立することにあります。それが、結果として、欧米二極に対峙するアジアの大学としての責務ではないでしょうか。

欧米にはないアジア固有の社会、文化、歴史や、その多様性を踏まえながら、アジアから発信する世界基準を超えた研究成果、教育プログラム等、本学が提供し得る人的・物的資源を積極的に活用して、世界に向けて、九州大学の存在をアピールすることが、今後の本学の進む道であります。

アジアで学び、アジアで研究を行い、世界へ成果を発信する。アジアが十分活性化すれば、これは夢物語ではなく、実現可能な構想ですし、決してアジアに閉じた考えではなく、欧米亜の三極構造でのアジアの存在感を確立することで、世界へ開かれたアジアが現出することになるでしょう。

すでに実現した構想もあれば、今後展開する構想もあります。それを活かすのは、まぎれもなく、本学の教職員・学生ひとりひとりの努力であり、国立大学法人化を受けた新生「九州大学」を大きく飛躍させるための意識改革であると信じております。

2004 年 8 月 1 日

九州大学総長　梶山　千里

〔註〕原本縦書き。

856　九州大学アジア総合政策センター規則

（2005（平成 17）年 7 月 15 日施行）

九州大学アジア総合政策センター規則

平成 17 年度九大規則第 6 号

施 行：平成 17 年 7 月 15 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」と

いう。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、アジア総合政策センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、 現代アジアを総体的に捉え、アジアに関する知的拠点として、広く社会に向けて政策提言を行うための調査・研究等を行うことを目的とする。

（部門）

第 3 条　センターに、次に掲げる部門を置く。

アジア現代文化研究部門

アジア社会開発研究部門

アジア社会科学研究部門

（業務）

第 4 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　現代アジアの社会的及び文化的な変動の状況についての調査・研究に関すること。

(2)　アジアにおける都市開発及び農村開発並びにそれに伴う環境保全、精神衛生等の諸問題についての調査及び考察に関すること。

(3)　アジアに関する調査・研究に立脚した制度的、理論的及び実証的な研究に関すること。

(4)　政府、地元自治体、企業、市民社会等に対する政策提言に関すること。

(5)　国内のアジア関連諸機関との連携並びにアジア及び欧米の大学におけるアジア研究センター等との学術的ネットワークの形成に関すること。

(6)　現代アジアに関する研究成果を反映した教育プログラムの実施に関すること。

(7)　現代アジアに関する公開セミナーの実施に関すること。

(8)　現代アジアに関する有益な情報や調査・研究成果の情報の公開と発信に関すること。

(センター長)

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学の専任の教授のうちから、国際交流推進機構の副機構長（以下「副機構長」という。）の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。

4　センター長は、再任されることができる。

（センター委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

第 7 条　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長
(2)　センターの部門を担当する教授及び助教授
(3)　副機構長
(4)　国際交流部長
(5)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 5 号の委員の任期は、2 年とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

4　センター委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

第 8 条　センター委員会に委員長を置き、副機構長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第 9 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門委員会）

第 10 条　センター委員会に、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

（事務）

第 11 条　センターに関する事務は、国際交流部国際交流課において処理する。

（雑則）

第 12 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

この規則は、平成 17 年 7 月 15 日から施行し、平成 17 年 7 月 1 日から適用する

857　九州大学国際産学官連携ポリシー

（「教育研究評議会議事録」　2009（平成 21）年 7 月 17 日）

九州大学国際産学官連携ポリシー

平成 21 年 7 月 17 日
教育研究評議会承認

Ⅰ．制定の目的

九州大学（以下「本学」という）は、創立以来約 100 年の歴史を有する我が国有数の研究型基幹総合大学であり、世界最高水準の高等教育を提供しつつ、多様かつ先進

的な研究を推進するアジアに開かれた知の世界的拠点である。

本学は、教育においてはわが国のみならず広く世界において指導的な役割を果たし活躍する人材を輩出し、世界の発展に貢献することを目指し、また、研究においては、諸々の学問における伝統を基盤として新しい展望を開き、世界に誇り得る先進的な知的成果を産み出していくことを自らの使命として定めている。

そして本学は、開かれた大学としてその研究成果を学外に開示し、さらには活発な情報発信や人的交流、諸研究機関や産業界との連携に努めながら、学術研究の国際的拠点となることを目指すとともに、その立地する地域社会に貢献すべく努めることとし、教育・研究はもとより社会連携（貢献）や国際連携（貢献）についても、具体的な目標や戦略を示しわが国トップクラスの実績を挙げてきた。

しかしながら今日、国立大学の法人化以降、産学官連携等、大学の社会連携に対する期待は大きく、また大学の国際連携の重要性も一層増大し、世界レベルでの産学官連携がもたらす大学の教育・研究の活性化への意義も飛躍的に高くなっている。

一方、国際間の産学官連携の増加に伴い、海外企業等との紛争防止や国際社会における安全保障等への配慮の必要性は高まっており、大学の教育・研究における契約や輸出管理等関連法令の遵守も喫緊の課題となっている。

このような認識の下、九州に立地する知の世界的拠点として、本学は今後一層の教育・研究の社会連携、国際連携推進に邁進しながら、本学を取り巻く環境の変化に対応し、今後の本学における国際的な産学官連携推進活動の基本的な理念と方針を明示するものとして、新たに「九州大学国際産学官連携ポリシー」を定めることとする。

Ⅱ．国際産学官連携の推進体制

1．国際産学官連携推進体制の構築

本学における産学官連携は、

① 社会貢献と大学活性化の両立、

② 国レベル及び地域レベルでの社会貢献のバランス確保、

③ 大学の有する全ての経営資源を活用した産学官連携、

④ 研究関連だけでなく広義の産学官連携サービスの展開、

⑤ 社会とのオープンな関係構築による大学改革の推進、

等を基本的戦略に、2003 年 10 月に発足した知的財産本部を一元的窓口として推進されている。

また、海外企業等との共同研究、受託研究および技術移転等の国際産学官連携については、知的財産本部内に 2007 年 7 月に支援の専門担当部署として「国際産学官連携センター」を設置したところである。

知的財産本部は、国際産学官連携センターを中心として、学内国際担当部署や

研究推進部署、また本学の海外拠点等との連携関係を構築し、国際産学官連携活動を組織的かつ強力に推進するものとする。

また、有力な国際法律事務所等の外部専門機関と提携し、内部経営資源の不足を補う体制を構築する。

2. 国際産学官連携を推進する人材の育成・確保

国際産学官連携活動を担う人材の行う業務は、大学研究シーズの海外市場探索・開拓活動やコーディネイト活動、国際共同研究契約等に係る交渉業務、研究者のサポート等、その範囲は多岐にわたり広くかつ複雑で専門的である。

このため、知識と経験を有する人材を外部から積極的に登用するとともに、内部人材育成のため、国内外の研修プログラムや海外産学官連携関連機関等に、本学職員を積極的に研修派遣するとともに、実務を通じた研修を実施する。

Ⅲ. 国際産学官連携活動の着実な推進

1. 国際産学官連携活動の推進と情報発信・収集機能の強化

国際産学官連携活動を推進するにあたっては、学内の研究者との密接な連携の下、国際展開による社会連携と研究活性化効果の大きな研究シーズを発掘し、関係法令を遵守しつつ積極的な海外市場探索・開拓活動に努める。

また、海外展開においては、在日海外公館や提携海外大学・研究機関及び地元自治体の国際展開事業や海外ネットワーク等との連携により、効率的かつ効果的な活動を行いながら、アジアとの関係の深い本学の特質を生かし、国際協力や国際的社会課題への対応にも前向きに取り組む。

情報発信・収集に関しては、本学の海外拠点と連携した本学研究シーズ情報等の発信や海外情報収集を行うほか、研究シーズの外国語版の整備等により積極的な広報活動を行う。

2. 海外特許の戦略的取得と活用の推進

発明等本学において創出された研究成果の海外特許の取得・維持・活用等については、知的財産ポリシーに基づき、国内と同様に費用対効果を勘案しつつ適切な取得・維持・活用に努める。

海外での活用可能性の高い発明はもとより、国際標準となる可能性の高い基本発明や、世界市場での実用化を念頭に置くべき発明を海外出願の対象とし、発明開示時点だけでなく国内出願後も、特許化手続きの節目毎に検討を行って海外出願の要否を検討し、有効かつ効率的な出願を行う。また、海外特許の効果的な取得のため、出願に当たっては海外弁理士事務所等、適切な代理人活用に努める。

また権利の活用状況等を勘案して権利維持の要否を検討するとともに、企業等との共同出願案件や実施許諾案件については、受益者負担を求める等費用抑制に

努める。

3. 国際法務機能の強化

国際的な産学官連携活動の活発化に対応し、円滑な国際産学官連携の実現と紛争予防のため、国際間の契約交渉力向上と、国際間契約、外国法令ならびに国内関係法令の遵守体制を確立すべく、本学における国際法務体制の強化を図る。

具体的には、英文契約雛形等国際契約のガイドライン整備を進めるとともに、学内に国際法務専門人材を確保して専門窓口を整備、同時に学内関係部署と協力して国際法務対応体制を構築する。また国際法律事務所等外部の専門機関とも連携を強化する。

さらには文書配布やセミナー開催等により、本学研究者等教職員に対して、契約の重要性や外国為替および外国貿易法等、輸出管理に関する情報提供および啓発活動を行い、契約や法令遵守に関する意識改革を図る。

4. 地域の大学・研究機関等との連携

本学が得た国際産学官連携に関する知識や経験・ノウハウ等有益な情報については、地域の大学・研究機関等との共有に努め、また、国際産学官連携活動の実施にあたっては、地域の大学や研究機関等と連携し幅広く推進するように努めるものとする。

第 2 節　学術交流の拡大

858　九州大学国際研究交流プラザ規則

（2001（平成 13）年 10 月 29 日制定）

九州大学国際研究交流プラザ規則

（趣旨）

第一条　この規則は、九州大学国際研究交流プラザ（以下「プラザ」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（プラザの目的）

第二条　プラザは、九州大学（以下「本学」という。）における国際学術研究の推進及び社会連携の促進を図るとともに、学術研究活動等の情報を発信し、併せて本学の教育研究活動の促進に資することを目的とする。

（管理運営の責任者及び審議機関）

第三条　プラザに管理運営責任者を置き、総長が指名する副学長又は総長特別補佐をもって充てる。

2　プラザの管理運営に関する重要事項については、九州大学国際研究交流プラザ運営委員会において審議する。

3　九州大学国際研究交流プラザ運営委員会の審議事項及び運営に関し必要な事項は、委員会規程で定める。

（施設）

第四条　プラザに、産学交流室、技術相談室、カウンセリング室、会議室、多目的室、研修室、展示コーナー、資料室等を置く。

（使用の範囲及び許可）

第五条　プラザは、第二条の目的の範囲内で、本学関係者及び一般市民の利用に供するものとする。

2　プラザの施設のうち、使用細則で定める施設の使用に当たっては、あらかじめ管理運営責任者の許可を受けなければならない。

3　前項の規定により、当該施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

一　本学の教職員

二　本学の教職員経験者

三　本学の卒業生

四　その他管理運営責任者が適当と認めた者

（適正使用）

第六条　プラザの使用に当たっては、プラザの目的に沿って適正に使用しなければならない。

2　管理運営責任者は、プラザを使用する者が、この規則等及び許可条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

（使用時間等）

第七条　プラザの使用時間、休業日等については、使用細則で定める。

（使用料）

第八条　プラザを使用する者は、使用料金規程で定めるところにより使用料を納付しなければならない。

（損害賠償）

第九条　プラザを使用する者がその責に帰すべき事由によりプラザの施設、設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第十条　この規則に定めるもののほか、プラザの管理運営に関し必要な事項は、使用細則で定める。

附　則

この規則は、平成十三年十月二十九日から施行する。

〔註〕『九州大学規則集』　2002（平成 14）年 10 月 1 日現在。原本縦書き。

859　九州大学海外オフィス規程

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学海外オフィス規程

平成 16 年度九大規程第 137 号
施　　行：平成 16 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規程は、海外の企業等との共同研究等の促進及び支援、海外における学術情報の発信及び収集等を行うために九州大学（以下「本学」という。）が諸外国に開設する九州大学海外オフィス（以下「海外オフィス」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（位置）

第 2 条　海外オフィスの位置は、 次の表のとおりとする。

名　　称	国　　名（都市名等）
ロンドン・オフィス	英国（ロンドン）
カリフォルニア・オフィス	アメリカ合衆国（カリフォルニア州（シリコンバレー））
ミュンヘン・オフィス	ドイツ連邦共和国（ミュンヘン）
ソウル・オフィス	大韓民国（ソウル）

（ディレクター）

第 3 条　海外オフィスにディレクターを置き、総長が委嘱する。

（事務）

第 4 条　海外オフィスに関する事務は、事務局各課等の協力を得て、国際交流課において処理する。

附　則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

860　九州大学国際法務室規程

（2011（平成 23）年 4 月 1 日施行）

九州大学国際法務室規程

平成 22 年度九大規程第 131 号
施　　行：平成 23 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規程は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 16 条第 3 項の

規定に基づき、国際法務室（以下「法務室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第 2 条　法務室は、次に掲げる具体的業務を行う。

(1)　外国の政府機関、企業、大学等との渉外に伴う法務の支援

(2)　外国の政府機関、企業、大学等との契約締結に伴う法務の支援

(3)　外国人教員及び研究者の雇用契約締結に伴う法務の支援

(4)　大学における国際法務の調査研究

（組織）

第 3 条　法務室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。

（室長）

第 4 条　室長は、理事、副学長及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2　室長は、法務室の業務を掌理する。

（副室長）

第 5 条　副室長は、職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2　副室長は、室長を補佐し、法務室の業務を整理する。

（室員）

第 6 条　室員は、職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

2　室員は、室長の命を受け、法務室の業務及び事務を処理する。

（協力教員）

第 7 条　法務室に、必要に応じて、協力教員を置くことができる。

2　協力教員は、本学の専任の教員で、第 2 条に規定する業務に関し専門的知識を有するもののうちから所属部局長の推薦に基づき、室長が指名する。

3　協力教員は、室長の命を受け、法務室の業務の処理を助ける。

（事務）

第 8 条　法務室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

（補則）

第 9 条　この規程に定めるもののほか、法務室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 節　学生交流の拡大

861　九州大学国際交流会館規則

（1993（平成 5）年 10 月 1 日制定）

九州大学国際交流会館規則

（趣旨）

第一条　この規則は、九州大学国際交流会館（以下「国際交流会館」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

（国際交流会館の目的）

第二条　国際交流会館は、外国人留学生（以下「留学生」という。）及び九州大学（以下「本学」という。）において教育研究に従事する外国人研究者に対し居住の場を提供し、併せて国際交流の促進に資する事業を行うことを目的とする。

（国際交流会館の施設）

第三条　国際交流会館に次の施設を置く。

留学生会館

インターナショナルレジデンス

国際交流館

（審議機関）

第四条　国際交流会館の管理運営に関する重要事項については、九州大学国際交流委員会規則（昭和五十五年六月三日施行）に定める九州大学国際交流委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

2　委員会は、前項に規定する審議事項の一部について、九州大学国際交流委員会第一専門委員会又は第二専門委員会にその審議を委任することができる。

（留学生主事）

第五条　国際交流会館に留学生主事を置き、九州大学の教官のうちから総長が任命する。

2　留学生主事は、国際交流会館に入居した留学生の修学上、生活上の諸問題等について指導・助言を行う。

（入居資格）

第六条　留学生会館に入居することのできる者は、次のとおりとする。

一　本学に在学する留学生

二　本学以外の国立大学に在学する留学生

三　前二号の留学生に準ずる者として総長が認めたもの

2　インターナショナルレジデンスに入居することのできる者は、次のとおりとする。ただし、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法（昭

和五十七年法律第八十九号）第二条第一項に規定する外国人教員、国立の大学の助手その他大学以外の教育研究施設の常勤の職員は、第二号及び第三号に掲げる者に含まないものとする。

一　前項各号に掲げる者

二　本学において教育研究に従事する外国人研究者

三　本学以外の国立の教育研究施設で教育研究に従事する外国人研究者

四　前二号の外国人研究者に準ずる者として総長が認めたもの

（入居期間）

第七条　国際交流会館の入居期間は、一月以上一年以内とする。ただし、総長が認めるときは、一年以内の期間に限り、入居期間を延長することができる。

2　前項本文の規定にかかわらず、インターナショナルレジデンスに空室がある場合において、総長が認めるときは、前条第二項第二号、第三号及び第四号に掲げる者の入居期間を十四日以上一月未満とすることができる。

（入居の申請）

第八条　国際交流会館に入居を希望する者は、入居申請書を総長に提出しなければならない。

（入居の許可）

第九条　総長は、前条の入居の申請があった場合には、速やかに選考し、入居を許可するものとする。

2　前項の許可をしたときは、申請者に入居許可書を交付する。

（入居期間の延長手続）

第十条　第七条第一項ただし書の入居期間の延長の申請及び許可については、前二条の規定を準用する。

（入居）

第十一条　第六条第一項各号及び第二項第一号に該当し、国際交流会館に入居を許可された者は、所定の期日までに入居し、入居届を提出しなければならない。

（入居許可の取消し）

第十二条　総長は、入居を許可された者が正当な理由がなく所定の期日までに入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。

（寄宿料又は施設使用料）

第十三条　留学生会館に入居を許可された者は、寄宿料を所定の期日までに納付しなければならない。

2　インターナショナルレジデンスに入居を許可された者は、次の区分により寄宿料又は施設使用料を所定の期日までに納付しなければならない。

一　第六条第二項第一号に該当する者　寄宿料

二　第六条第二項第二号、第三号又は第四号に該当する者　施設使用料

3　寄宿料の額及び徴収方法等については、国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和三十六年文部省令第九号）の定めるところによる。

4　施設使用料の額及び徴収方法等については、別に定める。

5　既納の寄宿料及び施設使用料は、返還しない。

（光熱水料等）

第十四条　入居者は、前条第一項及び第二項の寄宿料又は施設使用料のほか、個人の生活のために使用する電気、ガス及び水道の料金その他別に定める経費（以下「光熱水料等」という。）を負担しなければならない。

2　前項の光熱水料等の額及び徴収方法等については、別に定める。

（施設等の保全）

第十五条　入居者は、国際交流会館の施設、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）を適正に使用するとともに、その保全に努めなければならない。

（禁止事項）

第十六条　入居者は、国際交流会館の施設等を使用するに当たっては、次の各号に定める行為をしてはならない。

一　住居の全部又は一部を許可された者以外の者に貸与すること。

二　住居に許可された者以外の者を宿泊させること。

三　その他施設等を許可された目的以外に使用すること。

（損害賠償等）

第十七条　入居者は、その責に帰すべき事由により、国際交流会館の施設等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（退去手続）

第十八条　入居者は、次の各号の一に該当するときは、国際交流会館を直ちに退去しなければならない。

一　入居期間が満了したとき。

二　入居資格を喪失したとき。

2　第十一条に規定する入居者は、退去しようとするときは、退去届を提出しなければならない。

（退去処分）

第十九条　総長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、退去を命ずるものとする。

一　寄宿料、施設使用料又は光熱水料等の納付を怠り、督促しても納付しないとき。

二　第十七条の原状回復又は損害賠償の義務を履行しないとき。

三　その他国際交流会館の管理運営上著しく支障があると認めるとき。

2　総長は、入居者に対し退去を命ずる場合は、委員会の議を経なければならない。

（事務）

第二十条　国際交流会館の事務は、庶務部留学生課において処理する。ただし、インターナショナルレジデンスの第六条第二項第二号、第三号又は第四号に該当する者に係る入居及び退去に関する事務は、庶務部国際交流課において処理する。

（雑則）

第二十一条　この規則に定めるもののほか、国際交流会館の管理運営に関し必要な事項は、細則で定める。

附　則

1　この規則は、平成五年十月一日から施行する。

2　九州大学留学生会館規則（昭和五十九年二月二十三日施行）は、廃止する。

3　この規則施行の際現に旧九州大学留学生会館規則第九条の規定により許可された留学生会館の入居及び入居期間の延長については、この規則第九条の規定により許可されたものとみなす。

〔註〕『九州大学規則集』追録第 51 号　1994（平成 6）年 6 月 28 日現在。原本縦書き。

862　九州大学大学院外国人学生に関する規則

（1997（平成 9）年 3 月 31 日制定）

九州大学大学院外国人学生に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、九州大学大学院学則（昭和五十年五月二十日施行。以下「学則」という。）第四十二条第二項の規定に基づき、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）の外国人学生に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規則において「外国人学生」とは、学則第二十条から第二十四条までの規定により、本大学院に入学を許可された外国人の学生をいう。

（入学の志願、許可等）

第三条　外国人学生として本大学院に入学を志願する者については、一般の選抜試験によらないで、特別の選考によつて入学を許可することができる。

第四条　外国人学生として本大学院に入学を志願しようとする者は、当該研究科の定める願書に、次に掲げる書類を添えて、総長に願い出なければならない。

一　履歴書

二　最終学校の成績証明書及び推薦書

三　健康診断書

四　日本語の能力についての証明書

五　その他当該研究科が必要とする書類

第五条　外国人学生として入学を志願する者に対する入学の許可又は不許可については、当該研究科委員会又は教授会の審査を経て、総長が決定する。

（学生定員）

第六条　外国人学生は、学則第七条の定員外とすることができる。

（雑則）

第七条　この規則に定めるもののほか、外国人学生の選考及び履修方法等に関し必要な事項は、当該研究科の定めるところによる。

附　則

1　この規則は、平成九年四月一日から施行する。

2　大学院外国人学生に関する規則（昭和三十年二月八日施行）は、廃止する。

〔註〕『九州大学規則集』追録第 59 号　1998（平成 10）6 月 1 日現在。原本縦書き。

863　九州大学教育国際化推進室規程

（2009（平成 21）年 5 月 1 日施行）

九州大学教育国際化推進室規程

平成 21 年度九大規程第 3 号

施　行：平成 21 年 5 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規程は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、教育国際化推進室（以下「推進室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第 2 条　推進室は、次に掲げる具体的業務を行う。

(1)　教育の国際化戦略原案の策定に関すること。

(2)　学生交流（受入れ及び派遣）の推進に関すること。

(3)　外国語による課程等に関すること。

(4)　外国人留学生（学部生）の短期留学プログラム、サマーコース等の企画推進に関すること。

(5)　留学生の生活や就職等の支援に関すること。

(6)　その他教育の国際化の推進に係る支援に関すること。

（組織）

第 3 条　推進室は、室長、副室長、室員及び協力教員をもって構成する。

（室長）

第 4 条　室長は、理事、副学長及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2　室長は、推進室の業務を掌理する。

（副室長）

第 5 条　副室長は、職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2　副室長は、室長を補佐し、推進室の業務を整理する。

（室員）

第 6 条　室員は、職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2　室員は、室長の命を受け、推進室の業務及び事務を処理する。

（協力教員）

第 7 条　協力教員は、教育の国際化の推進に関し専門的知識を有する教員のうちから総長が指名する。

2　協力教員は、室長の命を受け、推進室の業務の処理を助ける。

（補則）

第 8 条　この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

864　九州大学国際教育センター規則

（2009（平成 21）年 11 月 1 日施行）

九州大学国際教育センター規則

平成 21 年度九大規則第 39 号

施　　行:平成 21 年 11 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、国際教育センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、国際化拠点整備事業（グローバル 30）の円滑な実施を図るとともに、本学の教育の国際化を推進することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　学部及び学府における教育課程のうち、英語による授業等により学位取得可能な教育課程（以下「国際コース」という。）の授業等の実施に関すること。

(2)　国際コース及び当該コースに係る教材等の開発の支援に関すること。
(3)　英語による教育に関するファカルティ・ディベロップメントの企画及び実施の支援に関すること。
(4)　国際コースを履修する学生の修学指導等の支援に関すること。
(5)　国際コースの履修希望者に対する大学情報の提供及び広報活動に関すること。
(6)　全学的な教育の国際化の推進に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる。

（センター委員会）

第 5 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
(1)　センターの教員の教育研究業務に係る重要事項に関すること。
(2)　センターの共同利用に係る業務の重要事項に関すること。
(3)　センターの自己点検・評価に関すること。
(4)　その他センターの管理運営に関すること。

第 6 条　センター委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1)　センター長
(2)　センターの専任の教員のうちから選ばれた者　若干人
(3)　国際化拠点整備事業（グローバル 30）の実施学部又は学府の教授又は准教授のうちから選ばれた者　若干人
(4)　国際部長
(5)　学務部長
(6)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 3 号及び第 6 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 7 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

3　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第 8 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のとき

は、委員長の決するところによる。

3　センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（協力教員）

第 9 条　センターに、第 2 条に定めるセンターの目的を達成するため、協力教員を置く。

2　協力教員は、国際化拠点整備事業（グローバル 30）を実施する学部又は学府の教育研究を担当する教員のうちから、センター長の申出に基づき、総長が任命する。

（事務）

第 10 条　センターに関する事務は、各部局事務部等の協力を得て、国際部及び学務部において処理する。

（雑則）

第 11 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される第 6 条第 1 項第 3 号及び第 6 号の委員の任期は、同条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

865　平成 22 年度学士課程国際コース入学式告辞

2010 Entrance Ceremony for International Undergraduate Program Kyushu University

On this auspicious day, we celebrate the historic inauguration of our new International Undergraduate Programs in the Schools of Engineering and Agriculture. As the President of Kyushu University, I am delighted to share this special moment with all of you.

I extend my warmest and heartfelt welcome to each of you gathered here today. I am particularly pleased to introduce two special guests:

・Mr. Kazuki Fukuda, Deputy Director at the Office for International Planning in the Higher Education Policy Planning Division of the Higher Education Bureau, from the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology; and

・Mr. Vu Huy Mung, the Consul General of the Consulate-General of the Socialist Republic of Viet Nam in Fukuoka.

I am very grateful that you have been able to join us celebrating this special occasion.

It is perhaps appropriate to start by briefly outlining the history of our new International Undergraduate Program. In July 2009, Kyushu University was designated as one of the 13 leading universities in Japan which would help implement the Government-sponsored Global 30 or G30 Project. And we are grateful indeed to the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology for having faith in us to contribute to the future of Japan's higher education.

Not all of you may be familiar with the G30 Project, but one of the imperatives of the Project is to significantly increase the number of English-based programs in which students from abroad can earn academic degrees without any knowledge of Japanese. In line with the G30 initiative, we have revised accordingly our medium-term objectives and plans for the second term as a national university corporation, and have also mobilized the university's entire resources.

Of all the G30 sites, Kyushu University is special in the sense that we offer as many as five undergraduate programs, in addition to over 50 graduate programs, surpassing any other G30 sites in terms of quantity and quality of programs. Japanese universities truly have a great deal to offer in terms of education and research; With the advent of international undergraduate programs run by the School of Engineering and the School of Agriculture, we now have the means by which to train future leaders of the world.

Now, as I look around this room, I can see in your faces the excitement and enthusiastic anticipation for what is ahead. I'm convinced that you shall experience a number of events during the course of your studies here that will greatly influence your outlook on life. As you adjust to life in Japan, you are bound to encounter difficult challenges. But please remember that you can receive a range of support if you so desire. We will try our very best to make your lives as comfortable as possible so that you can enjoy your time in Fukuoka, while devoting yourselves to study that will help you form your future career.

For the next four years, work hard and have fun at the same time. Learn what the Japanese society is made of – language, history, and culture – by interacting directly with its people. Grow to be a well-rounded professional with not only an awareness of your responsibilities as a member of the international community, but a warm and generous heart. Make friends who will be your friends forever. These assets will be immeasurable in value as you advance in your future career, regardless of what profession you pursue after graduation. We are living in an era

characterized by a clash of civilizations. It is my sincere hope that you will serve as a bridge between Japan and your countries with an appreciation for differing, but equally valuable, cultural ideals.

As you may know, Kyushu University is about to celebrate its first centennial in 2011. Let me say in closing that I am excited at the prospect of celebrating this historic moment with you next year.

Thank you very much.

Address by the President (10/01/2010)

〔註〕九州大学ホームページ。

第 4 節　アジア学長会議

866　大学サミット・イン・九州

（「第 1313 回評議会記録」　1999（平成 11）年 11 月 26 日）

大学サミット・イン・九州

（2000 International Symposiumon Universities' Present and Future）

―世界の主要大学の学長が語る大学の現状と将来について―

【開催場所】　「シーホークホテル＆リゾート」（福岡市中央区地行浜）

【開催日程】

2000.5.12（金）		事前ミーティング
2000.5.13（土）	午前	本会議（大学の経営と運営について）
	午後	本会議（研究と教育について）
		―共同コミュニケ発表―
		―戦後の大学の現状の総括と 21 世紀の大学の在り方―
2000.5.14（日）	午前	高校生との対話集会
	12:00（予定）	会議終了

大学の紹介

沿革と組織・構成についての簡単な紹介（会議の際に司会者が資料を基に簡単に紹介または印刷物として出席者全員に配付する）

九州大学

沿革

研究院・学府・学部の構成

教員・研究者・職員の数

学部学生の数

大学院修士の数
大学院博士の数
外国人研究者、院生、学生の数（出来たら国別）

戦後の大学の現状の総括と 21 世紀の大学の在り方（コミニケ用タイトル）

1. 大学の経営と運営
   a) 財政基盤を何処に求めるべきか
   b) 文系と理系の予算はどのような視点から配分されるべきか
   c) 大学の privatization の際に生じた問題点、それをどのように克服したか
   d) 基礎と応用のバランスの取れた優れた研究の展開の方策
      scrap and build による新分野の展開と伝統的分野の発展的融合の方策
   e) 優秀な人材の確保の方策（招聘する場合の給与の水準ならびに研究室の準備の在り方）、教員の人事において業績評価資料は発表論文以外にどのような点が考慮されるべきか
   f) どのような視点に立って社会的人材の需要に応えるべきか、および社会に対する大学の有るべき姿
   g) 内部評価と外部評価のシステムおよび評価の結果はどのように運営に反映されているか。
2. 研究と教育
   a) 研究と教育に対して教官が払うべきエネルギーのバランスについての経験と方策
   b) 学生の志向の多様化にどう対応すべきか、能力差のある学生の教育とその達成度評価法
   c) 大学院重点化後の学部教育のあり方
   d) 教官の教育の評価法（改善を要求する場合の伝達方法等）
   e) 教育の国際化の理念と具体的方策
   f) 入学試験の多様性とその必要性について
   g) 大学入学前の学生の教育に対する提言、科学・技術への興味を感じさせるための方策と啓蒙運動について

参加大学及び参加者
（ロベルト・シューマン大学）

Universite Robert Schuman	Prof. Dr. Daniele ALEXANDRE Vice-Presidente C.E.V.U.-Relations Internationales

1, Place d'Athenes
B.P.66-67045 Strasbourg Cedex, France
（Fax: +33-3-8861-6977）

（ミュンヘン大学）
Ludwig Maximilians Universitat Munchen
Prof. Dr. Andreas Heldrich
Rector
Geschwister-Scholl-Platz 1
80539 Munchen

（グラスゴー大学）
The University of Glasgow
Prof. Sir Graeme Davies
Principal and Vice Chancellor
Glasgow G12 8QQ, Scotland, UK
（Fax: +44-141-339 8855）

（ローマ大学）
Universita Di Roma "La Sapienza,,
Prof. Dr. Giuseppe D'Ascenzo
President
5, Piazzale Aldo Moro-1 00185 Roma, Italy
（Fax: +39-6-4491-0382）

（ミシガン大学）
The University of Michigan
Prof. Dr. Michael D. Kennedy
Vice Provost for International Affairs
Director of the International Institute
1080 South University Avenue,
Suite 2660, Ann Arbor, MI 48109-1106, USA
（Fax: +1-734-763-9154）

（タマサート大学）
Thammasat University
Prof. Dr. Naris Chaiyasoot
Rector
Prachan Road, Bangkok 10200, Thailand
（Fax: +66-2-224-8105）

（ソウル大学）
Seoul National University
＊人選中

（清華大学）
Tsinghua University
Prof. Dr. Guan Zhicheng
Vice President
Beijing,
The People's Republic of China
100084
（送付先：Dr. Yu Leiqing
the Foreign Affairs Office）

（ウイスコンシン大学マディソン校）
The University of Wisconsin-Madison
Prof. Dr. David Ward　（調整中）
Chancellor
500 Lincoln Drive Madison WI 53706, USA

867　「大学サミット・イン・九州」　2000 年宣言

（「第 1320 回評議会記録」　2000（平成 12）年 5 月 23 日）

「大学サミット・イン・九州」　2000 年　宣言

（大学が果たす役割）
1　わたくしたち 9 の大学は、それぞれの大学に課された教育と研究の責務を果たすだけでなく、21 世紀における世界の大学の一員として、人類の幸福と世界の平和を実現するために最大の努力を払うことを確認し、この認識のもとに積極的な交流と協力を推進するものである。
（大学における教育目標）
2　21 世紀における大学教育は、混迷する価値観と世界情勢の中で、時空を越える不変の真理と人類の叡智を探求し、健全な精神を養い、人類の未来を開拓する知識と技術を洗練し、かつ、地域と国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目標とする。
（大学における研究目標）
3　大学における研究は、古くから人類が営んできた真理追求の努力を継承し、それを未来に伝承する使命を持つ。このために、研究は伝統的性質と共に独創性と先進性

を備えるものでなければならない。さらに、研究は閉鎖的であってはならず、学外へ開示し社会の要請に対応することが必要である。同時に、学問の応用的性質及び実利と効用を強く求められる今日の状況において、大学における研究は優れて基礎的研究を基盤とするものであり、その維持は 21 世紀においても大学の使命であることを確認する。

（国際交流の推進）

4　今日、地球規模における情報の集積と伝播及び人的物的交流の急速な発展の中で、大学における国際交流事業の果たす役割はこれまでになく重要である。研究者交流、学生交流、短期留学制度、単位互換制度、研究及び教育における国際的同時性に対応する体制の整備等を積極的に推進することは今日の大学の重要な責務である。

（教育と研究の成果）

5　21 世紀の大学における教育と研究の成果は、民族的、国民的及び宗教的集団間の理解、寛容及び友好を促進するものでなければならない。特に、地球規模の自然環境の保全、人命の尊重、個性豊かな文化の創造についての認識を高めることは、大学人の重要な義務である。

（大学の管理・運営）

6　教育研究のレベルを最善に維持するためには、教官、学生、事務職員の資質の向上に努めることが重要であり、同時に大学の管理運営を最高の状態に保つ努力を確実に行うこともまた肝要である。大学運営におけるリーダーシップと叡智、柔軟性と豊かな感受性を維持することは、個々の大学の力量を最大限に引き出すだけではなく、各大学の地域における存在価値と国際的連関性を高め、かつ伝統的教育の最上の価値を実現することに寄与するものである。

2000 Declaration of the University Summit in Kyushu

1　The role of the 9 universities participating in this symposium is not only to carry out our responsibility to educate and conduct research, but as members of the worldwide community of universities, to make every effort to realize human potential and to foster world peace. In recognition of this role, we seek more effective and consequential ways to promote exchange and co-operation.

2　University education in the 21st century aims at searching for truth and the essence of human wisdom unchanged by time and place, to foster high ethical standards, to develop knowledge and technologies that can improve the future of humanity, and to educate people who can contribute to local communities and to seeking solutions to the increasingly complex issues of contemporary international

society.

3　Academic research builds on the age-old efforts by human beings to pursue the truth, and to pass that wisdom on to the next generation. Thus academic research must be simultaneously original and forward-looking, while respecting the treasures of the past. Scholarly research needs autonomy in order to develop properly, but scholars and their institutions should also be mindful of the needs of societies as they develop their intellectual agendas. While recognizing that today's circumstances require that research be applicable to everyday problems, academic research should have a strong bias towards the fundamental research and we confirm our intention to maintain this in the 21st century.

4　Today the rapid development of the ability to access and propagate vast amounts of information, and interact with people and products anywhere in the world has made the role of international exchange programs at universities more important than ever before. The promotion of the exchange of scholars and students, short-term study-abroad programs, the accrediting systems, and the development of the international co-operation in simultaneous realization of research and education are important responsibilities for the university of today.

5　The aim of education and research must be to promote understanding, tolerance, and friendship between racial, national and religious groups. It is a particularly important duty of people-at universities to enhance awareness of the preservation of the natural environment on a global scale, and of the respect for human life and create a culture that values the individual.

6　In order to maintain the best standards of education and research, one must invest in faculty, students and staff, but one must also invest in assuring the highest quality of university administration and management. Investing in the leadership, wisdom, flexibility and responsiveness of university management not only maximizes the strengths of each individual university, but it should help realize the best values of traditional education as well as enhance the values of locales and their connection to the world.

868「アジア学長会議」について

（「第 1325 回評議会記録」　2000（平成 12）年 11 月 21 日）

「アジア学長会議」について

（趣旨）

アジアに開かれた大学を標榜する本学が、過去のアジアの主要な大学との交流実績

を検証し、21 世紀を迎えるにあたってアジアとの関わりを改めて認識するため、研究・教育分野及び大学運営等についてアジアの大学の学長クラスと意見交換を行い、ネットワーク形成等新たな関係構築を目指すことを目的とする。

（開催期間）

平成 12 年 12 月 5 日（火）から 6 日（水）

＊12 月 4 日（月）に事前ミーティングを行う。

（開催場所）

九州大学創立 50 周年記念講堂（12 月 5 日午前）

九州大学国際ホール　　（12 月 5 日午後及び 12 月 6 日午前）

（会議日程）

平成 12 年 12 月 4 日（月）

16:00～　総長表敬及び事前ミーティング（第一会議室）

平成 12 年 12 月 5 日（火）

8:45～　受付（会場：九州大学創立 50 周年記念講堂）

9:30～10:00 オープニング・セッション

九大フィル歓迎演奏

開会宣言（吾郷　実行委員会委員長）

開会挨拶（杉岡　総長）

来賓挨拶（麻生　福岡県知事）

Part 1「21 世紀におけるアジアの大学のあり方について」

（議長：矢田副学長）

10:00～10:30 基調講演（釜山大学校総長　Dr. Jae-Yoon PARK）

10:30～11:30 各大学長等による個別発表

11:30～12:15 討議

13:35～14:05 九州大学アジア総合研究機構、韓国研究センター視察

（視察後、午後の会場となる国際ホールへ移動）

Part 2「教育・研究における相互理解と連携の促進について」（会場：国際ホール）

（議長：柴田　副学長）

14:15～17:00 討議

Part 3「会議総括」（会場：国際ホール）

17:00～17:30 総長等による記者への発表

平成 12 年 12 月 6 日（水）

Part 4「各部局との個別協議」（会場：国際ホール）

9:30～　受付

10:00～11:30 個別協議

Part5「学内施設視察」

13:30～17:00 病院地区及び筑紫地区

（参加大学）

＊中国　（清華大学は参加者照会中）

吉林大学

Prof. Dr. Zhongshu LIU（President）（劉　中樹　学長）

Prof. Dr. Xiaoqun WANG（Professor）（王　暁群　教授）

Mr. Feng LIU（Section Chief, Foreign Affairs Office）

（劉　峰　国際交流課長）

北京大学

Prof. Dr. Zhipan WU（Dean, Law School）

（吳　志攀　法学院長）

中国科学技術大学

Prof. Dr. Jianguo HOU（Vice President）（侯　建国　副学長）

Prof. Dr. Jie YANG（Director, International Affairs Office）

（楊　傑　国際交流部長）

＊韓国

釜山大学校

Prof. Dr. Jae-Yoon PARK（President）　（朴　在潤　総長）

Prof. Dr. Joon-Mo YANG（Expert Adviser of International Affairs）

（梁　峻模　国際交流部上級顧問）

忠南大学校

Prof. Dr. Hyung Won YOON（President）　（尹　亨遠　総長）

Prof. Dr. Woo Young CHOI（Dean, College of Agriculture）

（崔　宇永　農科大学長）

Prof. Dr. Sun Jung MOON（Director, International Programs）

＊タイ

チュラロンコン大学

Prof. Dr. Tatchai SUMITRA（President）　＊学長

Prof. Dr. Jeerasak NOPAKUN（Vice President for Academic Affairs）

タマサート大学

Prof. Dr. Naris CHAIYASOOT（Rector）　＊学長

Prof. Dr. Chirapan BOONYAKIAT（Vice Rector for International Affairs）

マヒドン大学

Prof. Dr. Amaret BHUMIRATANA（Dean, Faculty of Science）＊学長代理

Prof. Dr. Supachai TANGWONGSAN
（Vice President for Infrastructures and Facilitations）

＊ヴェトナム

ハノイ農業大学

Prof. Dr. Viet Tung NGUYEN（Rector）　＊学長

Prof. Dr. Dinh Hoa VU（Deputy Director of International Affairs）

869　アジアの知的ネット構築へ

（『西日本新聞』2000（平成 12）年 12 月 24 日朝刊）

アジアの知的ネット構築へ

第 1 回アジア学長会議を開催

九大の提唱でスタート　5 カ国 10 大学　人材育成の連携強化

アジア 5 カ国 10 大学の学長が参加した「第 1 回アジア学長会議」が、このほど福岡市の九州大学記念講堂で開かれた。九大が提唱した国際会議で、10 学長は学術研究のグローバル（地球）化が進むなか、アジア的な価値や知識をともに探求し、人材養成に取り組むための連携を強めることで一致、同会議を毎年開催することも決めた。あらゆる分野でアジアとのネットワークづくりを進める九州にとって、学術部門の新たな連携軸として注目される。（国際部・川崎隆生、社会部・塚崎謙太郎）

九大の国際交流は、大学間の協定締結校が世界 10 カ国 28 大学、学部・研究機関間の交流は 19 カ国 77 機関に上っている。しかし、九大と相手校の 2 大学共同研究が中心で、成果も 2 大学内で共有されるだけだった。

杉岡洋一学長は今回の会議を「点的、線的交流から面的な交流に広げる第一歩」と位置づけた。出席したアジアの各学長も「会議の主催大学を毎年交代した方がいい」（吉林大学）「学長レベルだけでなく、専門研究者段階のネットワーク化が必要」（マヒドン大学）など積極的な姿勢を示した。

連携を進める組織として、九大は設立したばかりの九州大学アジア総合研究機構（KUARO）の活用を提案した。学長会議に参加した大学の研究者などが中心となって研究プロジェクトごとにチームを編成、学内外に研究情報を発信する。

一番重要な研究内容は、今後本格的な協議が始まるが、農学部、法学部、経済学部などではすでに研究項目の検討が進んでいる。

各学長は欧米の進んだ学術の枠内にとどまらず、情報技術（IT）社会に対応できる新たなアジアの「知」の創造と、ネットワークを構築することを呼びかけた。

これから始まる共同研究がこうした考えに沿い、その成果を今回参加しなかった九州とアジアの大学も共有できる体制、システムづくりが求められている。

独自の交流拠点を設置

九州大の杉岡洋一学長

「アジアに開かれた大学」として、さまざまな学術的交流、共同研究に取り組み、ほとんどの教官がアジアとの接点を有している。

新しい世紀を前に「点」から「線」、そして「面」を構成し、より学際的な研究を進めていくことが重要だ。こうした研究を進める具体的な実行機関として、学内に「九州大学アジア総合研究機構」を設置した。有機的連携を促進する組織にしたい。

また、来年夏から留学生の交流プログラムをスタートさせるほか、海外に九大として独自の交流拠点を設置し、アジアの大学とのネットワーク構築を進めていきたい。

世界規模の提携が大切

釜山大（韓国）の朴在潤総長

21 世紀の人間社会は、知識ベースの社会になる。新しい情報は知識によってしか生まれない。情報と知識が競争力の源泉であり、何を収集し、どう分析するかがポイントとなる。

私たちは新しい情報を作り出す人材を卒業させるだけでなく、再教育や生涯教育を通じて「学習」と「就労」のつながりを強めるべきだ。

大学教育改革は広い意味で芸術・哲学・歴史の人文科学に重きを置き、アジア内だけでなく世界規模で提携することが大切。交換留学や共同研究など大学がネットワークを組みながら、学生が多様な体験ができるように努力したい。

社会的問題解決策示す

忠南大（韓国）の尹亨遠総長

大学教育は「研究」「教育」「社会サービス」「理想社会の創造」の 4 点が、重要な課題だ。また、私たち大学人は、常に「教えること」と「研究」は針と糸のように離れられない関係であることを認識する必要がある。ものごとの原理や基礎科学を学び、研究した結果生まれた技術でなければ、一過性の道具にすぎない。

また、教授は社会に対し大きな影響力を持っていることも知っておくべきだ。だからこそ、社会的な問題を解決するため、進んだ技術と知識で解決策を示す責任が私たちにはある。

質の定義の確立と評価

タマサート大（タイ）のナリス・チャイヤスーツ学長

大学の質は何で定義されるのだろうか。入学希望者ランキングも質を反映するが、重要なポイントは「教師の水準」「教育プログラム」「研究成果」「刊行物」「受賞歴」「地域への奉仕」「予算」だ。

ただ、優秀な研究者が必ずしも素晴らしい教師ではないように、点数がよい生徒が素晴らしい卒業生になるとはかぎらない。それほど「質」の評価は難しい。

大学における「質」の定義をどう確立し、評価するか。21 世紀を迎えるいま、私た

ち大学人は、この点をしっかり考えておくべきだろう。

大学と社会一緒に成長

マヒドン大（タイ）アマレット・ブミラッタナー学長代理

大学と社会は常に一緒に成長していくものだ。持続可能な知識社会に向かって大学も変革しなければならない。

世界ではグローバル化が進んでいるが、すべての価値を国際標準で測ることはできない。特に独自の社会的価値を持つアジアはその流れに慎重であるべきだ。例えばアジアに共通する「家族」の伝統、「親」「友人」に対する敬意は失われてはならない。

情報技術の革新は進むが、大学はハイテクばかりを追求するのではなく、独自の文化や伝統、アジアの価値を大切にすべきだ。

国家発展と歩調合わせ

チュラロンコン大（タイ）のタッチャイ・スミットラ学長

私たちの役割は、質の高い人材を社会に提供することだ。これまでの大学は「教育と研究」「自然科学と人間科学」など、バランスを考えながら運営されてきたが、97 年の経済危機以降、社会の要求が大きく変化した。より能力があり、革新的な研究に取り組み、教育の質も高く、経済発展に貢献する大学が求められている。

21 世紀、アジアの時代を迎え、わが大学は一人前の「研究大学」へと変化を遂げようとしている。新しい知識層による経済体制の中で、国家の発展と歩調を合わせて進んでいきたい。

教育レベル維持支援を

ハノイ農業大（ベトナム）のグウェン・ヴィエト・ツン学長

市場経済化が進み、国の発展により優秀な人材が必要だが、教育レベルに大きなばらつきがあるのが問題だ。

最近約 15 年間で、大学生の数は 2 倍に増えた。しかし、国が工業化を推進しているにもかかわらず、理工系より経済や法律を選択する学生が多く、専門分野の不均衡が生まれている。これが教育の非効率性の原因となっている。

国の予算も少なく、日本の 1 パーセントにも満たず、教師陣の人材も乏しい。高等教育のレベルを一定に維持するため、アジア関係諸国からのアイデアや経験に基づく支援を求めたい。

新アジアの価値を探究

北京大（中国）の呉志攀学長補佐

中国の伝統的教育は「道徳」と「技術」であり、大学でも師に対する弟子の尊敬が重んじられてきた。しかし、グローバル化や情報技術の発達によって①師と生徒の関係がより対等になった②師から生徒へ一方通行だった知識の双方向化が進んでいる③知識の成長スピードが速く、情報・知識のビッグバンが起こっている―など変化が起

こっている。

21 世紀の大学は情報供給者であると同時に、アジアの血が流れている若い世代が、欧米を含めて多様な価値観を取り入れ、新しいアジアの価値を探求する場となるべきだろう。

想像・創造力活用の場に

中国科学技術大（中国）の侯建国副学長

世界の科学技術の発展はものすごい勢いになっている。わが大学は、学部生の段階の研究プログラムを積極的に支援している。始まって 2 年だが、200 の提案があった。その中から興味深いものを選び、これまで 30 以上の研究を支援し、20 人が成果を発表した。

大学にこのようなプログラムを導入することで、「革新」の雰囲気が学内に広がったと思う。これからの大学が成功するかどうかのカギを握るのは、チャレンジする価値のあるテーマを持った学生をいかに選び、育てるかということ。若い世代に想像力、創造力の活用の場を与えたい。

人間教育を基本に養成

吉林大（中国）の劉中樹学長

21 世紀の人材養成機関は「人間教育」を基本に置くことが必要だ。能力があって科学的態度を持ち、適応性がある学生を育てるには単に学術的な面だけでなく、人間としての質の向上を含めた教育が求められる。

同時に大学は開放的であるべきだ。インターネットや海外の大学などとの共同研究を通じて、より実践的で学際的な内容に取り組む必要がある。情報を与えられるものではない。新しい知識とオリジナルを追求する人材が、21 世紀のアジアを作る。われわれには、こうした人材を育てる責務がある。

〔註〕原本縦書き。